

部会規程

(総則)

この規程は、一般社団法人ビルディング・オートメーション協会（以下、「本会」という）の定款第52条（部会）に基づき設置する部会の組織、構成及び運営に関する事項について定める。

(目的)

部会は、本会の円滑な事業活動を図るため、関係する市場や環境を調査研究、及び研鑽し、また本会の事業活動をはじめ、関係業界及び会員の発展に資する事柄について審議する事を目的として設置する。

(部会の設置)

本会の事業活動のため、次の部会を設置する。

- (1) 調査研究部会
- (2) 教育視察部会
- (3) 広報出版部会
- (4) コンプライアンス部会

(部会の構成)

- (1) 部会は主査1名と委員にて構成する。（部会判断により副主査の配置も可能とする）
- (2) 主査は理事長が指名し、理事会にて決定する。
- (3) 委員は理事長が会員企業の社員または特別会員より選任し、理事会の承認を経て理事長名で委員の委託を行う。

(委員の任期)

主査・副主査及び委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げないものとする。

(部会の活動)

- (1) 部会は、毎年の活動テーマにそって活動する。
毎年の活動期間は、毎年4月から翌年3月までとする。
- (2) 年間の活動テーマは、総会で承認された事業計画に基づき、主査が立案し、部会審議、理事会の承認を経て決定する。

(部会の開催と理事会への報告)

- (1) 部会は、主査が召集し開催する。
- (2) 部会の主査は、調査・研究・審議の遂行状況を理事会に適時報告し、1年間の活動結果をとりまとめ、理事会の承認を経て総会にて報告する。

(調査研究部会)

調査研究部会の任務は、次の事項とする。

- (1) 業界又は会員企業共通の課題を調査・研究し、その結果を会員に報告する。
- (2) 課題研究の結果から本会としてのガイドライン等を検討し、策定にあたっては会員及び業界への普及を促進する。
- (3) 他の団体との共同調査・研究に参画する。
- (4) 官公庁やその関連団体からの意見要望を協議し、本会案として提出する。
- (5) 官公庁やその関連団体が設置する研究会等への招聘に対し、理事長の承認のもと参画する。
また、その旨、経過、結果を理事会に報告する。

(教育視察部会)

教育視察部会の任務は、次の事項とする。

- (1) 先進的技術等を紹介し、自己の啓発・革新をはかり会員の成長・発展に寄与するため、建築物・施設等の視察研究を年2回程度開催する。
- (2) ビルディング・オートメーション業界の技術向上や、業界での課題解決のために、講演会、研鑽会等を年2回程度開催する。
- (3) 講演会等の講師は、テーマに沿って会員企業、特別会員や有識者の中から選任する。
- (4) 視察の対象及び講演会等の開催は、部会にて計画し理事会の承認を経て実施する。
- (5) 参加会員へのアンケート等を実施し、視察講演会等実施結果について評価を実施する。

(広報出版部会)

広報出版部会の任務は、次の事項とする。

- (1) ホームページを充実させ、協会の紹介及び情報公開を行う。
- (2) ホームページに本会の活動報告・成果・関連資料を掲載し、会員及び業界全般へのサービス提供を行う。
- (3) 関連団体開催の諸会への協賛等による広報活動を行う。
- (4) 本会パンフレットの発行を、毎年定時総会終了後に行う。

(コンプライアンス部会)

コンプライアンス部会の任務は、次の事項とする。

- (1) 官公庁からの通達事項を確認して、ビルディング・オートメーション業界での関連事項を理事会に答申し、会員企業への展開を実施する。
- (2) 必要に応じてコンプライアンス研鑽会を、教育視察部会と協賛で開催する。

(部会解散・新規設置)

- (1) 部会の解散・新規設置は理事会にて審議し、総会の承認を経て決定する。
- (2) この規定に定めのない部会の運営に関する必要事項は、理事会にて決定する。